令和３年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第３回 定例会（第１号）

招集年月日	令和３年　９月　２日					
招集の場所	美　郷　町　役　場　議　会　議　場					
開会日時及び宣告	開 会	令和３年　９月　２日　　午前　９時３０分				
		議　長　　福　島　教 次 郎				
	散 会	令和３年　９月　２日　　午前１１時２３分				
		議　長　　福　島　教 次 郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席１２名 欠席　０名 凡例 ○ 出　席 △ 欠　席 × 不応招 ○△公務欠	議席番号	氏　　名	出席等の別	議席番号	氏　　名	出席等の別
	議　長（７）	福島教次郎	○	５	中 原 保 彦	○
	副議長（６）	原　克　美	○	８	藤 原 修 治	○
	１	西 原 慎 治	○	９	山 本 幹 雄	○
	２	牛 尾 博 文	○	１０	籏 根 正 一	○
	３	藤原みどり	○	１１	佐 竹 一 夫	○
	４	日 髙　　学	○	１２	西 嶋 二 郎	○

会議録署名議員	５番	中原保彦	６番	原　克　美
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏　名	職　名	氏　名	職　名	氏　名
	町　長	嘉　戸　隆	住民課長	行田綾子
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	山根啓史
	総務課長	木川士朗	山くじらブランド推進課長	安　田　亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	添谷正夫
	美郷暮らし推進課長	旭林修範	教育課長	漆谷千鳥
	会計課長	井上陽生		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長　井原武徳 議会事務局員　大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和３年美郷町議会第３回定例会議事日程

（第　１　号）

令和３年９月２日（木）　午前９時３０分 開会

日程	事　　件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	報告事項 報告第　４号　令和２年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率について 報告第　５号　一般財団法人美郷町開発公社の経営状況について 報告第　６号　株式会社グリーンロードだいわの経営状況について 報告第　７号　一般社団法人ファームサポート美郷の経営状況について
5	議案の上程、説明 【条例案】 議案第５５号　美郷町私債権管理条例の制定について 【予算案】 議案第５６号　令和３年度美郷町一般会計補正予算（第４号） 議案第５７号　令和３年度君谷診療所特別会計補正予算（第１号）

	議案第５８号　令和３年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第２号） 議案第５９号　令和３年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） 【一般事件案】 議案第６０号　令和２年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて 議案第６１号　邑智郡総合事務組合規約の変更について

（開会　午前　９時　３０分）

●福島議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から、令和３年美郷町議会第３回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布をしてあるとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、５番・中原議員、６番・原議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日２日から１４日までの１３日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

●福島議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から１４日までの１３日間とすることに決しました。

日程第３、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●福島議長

町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。議長よりご許可をいただきましたので、５点ご報告を申し上げます。

１点目は、８月１２日からの大雨についてです。まずもって被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げますと共に、対応にご尽力をいただきました皆様に感謝を申し上げたいと思います。この度の大雨は、８月９日の台風９号から日を空けず続いたこともあり、各地で浸水、道路土砂崩れ、倒木等による被害が発生しました。浸水等では、港地区での江の川の氾濫発生や、乙原地内の農地被害などが生じました。道路関係では、国道３７５号が長藤地内、県道では川本波多線など３路線、町道は５路線が冠水等により通行止めとなりました。対応経過としましては、１３日早朝から１５日にかけて、準備体制、警戒本部、対策本部と状況に応じて体制レベルを上げ、避難情報を発令した地域では、避難所を開設しています。また、港地区とは、早い段階で連絡を取って対応を行いました。１３日は、午前１０時４５分に、港地区、都賀行山根地区に警戒レベル３、高齢者等避難を発令をし、江の川の水位低下等を踏まえ、１７時３０分に一端解除をしています。１４日は未明から再度活発化

した雨雲の動きや、水位の上昇予測等を踏まえ、同日８時に再度両地区に、、高齢者等避難を発令をし、１２時には江の川沿岸の１０地域に警戒レベル４、避難指示を発令いたしました。なお、浜原ダムの流入量、放流量につきましては、同日１４時１０分に５１２８トンで流入が最大となり、１４時５０分に５１０８トンで放流が最大となっています。その後、水位の低下や雨雲の動き等を踏まえまして、１５日８時に港、山根地区を除く地域、同日１０時には、両地区の避難指示を解除いたしました。この間の避難者は、地域の避難所を含めた１３の避難所に車中避難も含めまして、１２２人の方が避難をされました。内水対応につきましては、水防団や建設業協会に対応していただきました他、乙原地内の河木谷では、今回過去初めてとなりますが、国土交通省に排水ポンプ車の出動要請を行い、１４日夜から翌日午前中まで排水作業を実施しています。道路につきましては順次パトロールを行い、島根県などと連携を密にして対応し、１５日午後には、県道別府川本線の港地内を除き、主だった路線は、通行止め解除や、近くの迂回路通行が可能となりました。被害の概況としましては、公共土木は２件１５００万円、農作物は、被害面積８．５ヘクタール、被害額約７１９万円で、また自治会からの被害報告につきましては、８月末で４０件を受け付けています。概要はタブレットに配信をしておりますので、ご覧いただければと思います。この度の被害につきましては、８月２３日に丸山達也島根県知事が、港地内、乙原地内の視察を行われ、町から現地で状況を説明をさせていただきました。また、わずか３年余りで３度の浸水被害が発生したことを踏まえ、島根県知事と流域４市町の首長で、国土交通省、中国地方整備局へ内水対策も含めた治水対策について、近々に要望を行う予定としております。７月の大雨台風第９号も含めました災害対応に係る予算を本議会に提出をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

２点目に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況についてです。美郷町では、まず、４月２６日から町内の高齢者や障がい者の福祉施設の入所者、施設職員を対象に実施をし、５月２４日からは６５歳以上の高齢者の方を対象とする接種を開始をしました。そして、７月中旬からは、１２歳以上６４歳以下の町民の方を対象とする接種を実施をしています。８月末時点の接種状況を申し上げます。１回目の接種率は約８７％で、２回目の接種率は約７０％となっています。６５歳以上の方では、９０％以上の方が、２回目を既に完了されており、６４歳以下の方では１回目は約８２％、２回目は約４７％が完了されています。また、今後の接種率の見込みとしましては予約状況等から対象者の９０％以上が見込まれ、希望されている方の接種は、９月末でほぼ完了する見込みとなっています。なお、１０月以降、来年３月末までの接種につきましては、１２歳に到達される子どもさんや、９月末までにできなかった方を対象として、近隣市町と連携協力をして実施する予定としています。

３点目に、企業版ふるさと納税についてです。この度、美郷町、まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた地域再生計画を作成し、７月に内閣府の認定を受けました。この認定により、美郷町の地方創生に係る取り組みに対し、企業からのふるさと納税を受けることが可能となりました。中でも、主要施策である空の駅構想、美郷バレー構想、バリ島関連施策や

ＡＩ活用による保健福祉事業などへの納税を期待しています。企業版ふるさと納税は、令和２年度の税制改正により、税額控除割合が大幅に引き上げられ、税の軽減効果が最大約９割です。企業にとりましては、社会課題の解決、地域への貢献としても注目をされており、企業による寄附先の公募なども行われています。町のホームページには早速、企業版ふるさと納税開始の案内を掲載いたしました。関係課で連携をして、企業へのＰＲや寄附先公募への申請などを進めていきたいと思います。議員の皆様におかれましてもご協力をよろしくお願いいたします。

４点目に、ひなびた温泉、全国１００泉への美郷町の温泉の上位ランクインについてです。日本１００名山のように、全国の温泉通がひなびた温泉を１００選定し、その魅力を伝え、盛り上げる趣旨で発行されました日本１００ひな泉で、美郷町から２つの温泉が選定をされています。中でも全国ランキングの１位に千原温泉が選ばれました。また、４１位に湯抱温泉中村旅館もランクインしています。新聞、テレビやネット等でも取り上げられ、注目を集められており、美郷町の温泉の大変良いＰＲ材料になるのではないかと考えております。また周辺の三瓶山付近の温泉も２つランクインをしております。魅力のさらなる発信強化と今後の観光振興に生かしてまいりたいと思います。

５点目の工事発注状況につきましては、５月下旬から８月までの状況をタブレットに配信していますので、ご覧いただければと思います。以上で行政報告を終わります。

●福島議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第４、報告事項を議題といたします。

報告第４号から報告第７号までの報告事項４件について、順次説明を求めます。

●福島議長

会計課長。

●井上会計課長

そうしますと、報告第４号、令和２年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率および資金不足比率の報告をさせていただきます。お手元の表記１の令和２年度美郷町健全化判断比率ございます。このうち実質赤字比率につきましては、実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。基本的には、一般会計と特別会計のうち下水道会計、簡易水道会計、国民健康保険会計、国民健康保健診療所会計、後期高齢者医療会計を除いた住宅新築資金貸付事業、そして君谷診療所特別会計を含んだ普通会計が対象でございます。美郷町は黒字決算でございましたので、数値の方の記載ございません。次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計他７会計、特別会計全ての会計の赤字額、資金不足額を標準財政規模で除して得た率でございまして、美郷町全会計が黒字決算でございますので、数値の記載は同様にございません。続きまして、実質公債比率でございます。これは、地方債の元利償還金等が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。平成３１年、令和元年度、令和２年度の３カ年の平均で、決算では１２．４％です。この点につきましては、昨年度の１１．

８％で０．５ポイントの増加となりました。令和元年度の単年度比率が１２．７、令和２年度も１２．５とあったことが要因というふうに考えています。次に、将来負担比率でございます。これは一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示したものでございまして、８４．７％でございます。昨年度の８１．５％と比較しますと、３．２ポイント、平成３０年度の８３．５％を超えたこととなっております。要因としましては、昨年度自体がインフラ整備の公債比率償還を終了するターニングポイントであり、同時に償還期間も終了したタイミングでした。しかし、引き続き、各種インフラの整備や施設の更新維持が進むことから、財政運営については、将来負担比率、今後も上昇するということが、見込まれております。次に、表記２の令和２年度美郷町資金不足比率につきましては、簡易水道特別会計、下水道特別会計事業とも、昨年同様に黒字決算でございましたので、資金不足はございません。数値の記載もありません。いずれの比率におきましても、早期健全基準を下回った結果となっております。これら特別会計は、令和４年度から順次公営企業会計に移行することから、更なる財政の健全化が求められるところです。今後につきましても、各会計とも効率的な行財政運営に努めまして、より健全性を保つべく取り組んでまいりたいというふうに考えています。なお、こちらの詳細な部分につきましては、お渡しをしております決算書の資料、こちらの１６ページ、１７ページにもデータとして記載しておりますので、またご確認いただければというふうに思います。以上、報告第４号について、ご説明しました。

●福島議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

報告第５号となります令和２年度一般財団法人美郷町開発公社の経営状況について、説明をさせていただきます。令和２年度の事業実績及び決算につきましては、令和３年６月５日に監査を受け、その後、６月２２日の理事会と６月３０日の評議委員会で承認をされたものでございます。監査報告書は、３９ページにございますとおりでございます。それでは早速概要について、ご説明を申し上げます。３ページをお願いいたします。令和２年度の美郷町開発公社の事業報告でございます。まず初めに、ゴールデンユートピアおおち管理運営業務でございます。ご承知のとおり、令和２年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和２年４月中旬から５月末まで、施設を全館完全休館しておりました。その影響を受けて、施設利用者は、前年度と比較してマイナス１万６８４９人、３１％減の３万７６５０人となりました。６月以降は、徐々に利用者が戻ってきたものの、やはり新型コロナウイルスの影響が大きく、施設利用、宿泊事業ともに例年並みとまではいきませんでした。そのような中、コロナ禍で自宅にこもりがちであった町民の方の健康増進を目的として、ストレッチや有酸素運動などを行う、新たな健康教室を令和２年６月から、２教室開始し、年間を通して多くの方にご利用いただき、大変好評をいただきました。プール温浴施設等の利用についても、コロナ禍でありましたが、例年と同様に水中運動教室や自主事業、また美郷町健康

福祉課からの受託事業切り口に、各種運動教室を継続して実施し、施設本来の目的である町民の健康維持増進に資する取り組みを強化してまいりました。続いて４ページをご覧ください。レストラン石楠花運営管理業務でございます。新型コロナウイルスの影響により利用者数は前年度と比較して減少しましたが、減少率はマイナス１２％程度とゴールデンユートピア本館よりも、減少幅は少なくなっております。この要因としては、４月中旬から施設を休館した際に、弁当のテイククアウトを開始したところ、これが非常に好評であり、利用件数に大きく貢献したと考えられます。また、新商品である山くじらラーメンや、美郷町長プレートは、毎月１００食以上を売り上げました。しかしながら、弁当のテイクアウトは単価が低いことと、全体の減価率が５０％程度であったことなどから、収益としては、前年の５８％にとどまっています。続きまして５ページをお開きください。カヌーの里おおち管理運営業務についてでございます。令和２年度の利用者人数は１万１０１０人で、昨年度と比較すると、マイナス３８７１人、２６％減となりました。こちらも新型コロナウイルスの影響を大きく受けましたが、キャンプ事業については、前年と同程度のご利用をいただき、キャンプ事業のみ売り上げは黒字となりました。これは新型コロナウイルスのため、都会の過密から地方に目が向けられ始めたことによる効果ではなかったかと考えております。全体として見ますと、キャンプ事業以外は、前年度売り上げを超えることはできませんでしたが、ゴールデンユートピア、レストラン石楠花を合わせた３つの部門で唯一黒字となる部門でありました。尚、全ての施設において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、常に清掃消毒を行い、お客様への注意喚起や取り組み内容の掲示を行うなど、新しい生活様式に対応した運営を徹底してまいりました。続いて、令和２年度の決算について、ご説明いたします。６ページ以降から決算書が続いていますが、３５ページの損益計算書をお開きください。前年度対比での決算の状況を載せておりますので、この表を持って説明をさしていただきます。まずは、全体の純売上高ですが、施設運営委託収入から売店収入までの合計で１億１４２８万円となり、前年度比で３０８７万円余の減収となっております。その約半分程度を占めるのが宿泊事業とレストラン事業であり、これは先ほどからご説明しておりますが、新型コロナウイルスが大きく影響していると考えております。その中でも、カヌーのキャンプ事業については前年度比で２２万円の増となりました。続いて、売上原価ですが、９１０万円ということで、前年度比と比較して原価は３３０万円減少しています。これを差し引きした売り上げ純利益は、１億５１８万円となり、結果として前年度比で２７５８万円余の減収となりました。続いて、その下の段、販売費および一般管理費でございます。給料、手当から通信運搬費まで、合計は１億１６５０万円ということで、当然ではございますが、経費の面では前年度比１５５５万円の減額となりました。また昨年度は営業外収益が大きく増えております。これは新型コロナウイルスのため休館していた施設に対して、国から雇用調整助成金などの支援があったものでございます。これらを差し引きしまして、経常利益は、マイナス４４１万円で、前年比９３８万円の減益でございます。当期利益でございますが、経常利益から法人税、住民税及び事業税を差し引いて、約４５１万円の損失となりました。続い

て、各部門ごとに収支状況を報告します。３６ページをご覧ください。ゴールデンユートピアの決算でございます。売上高は、６１８５万円で、前年度比１５００万円の減収でございます。先ほどより申し上げておりますが、新型コロナウイルスによる年度初めの施設休館が、要因でございます。売上総利益は６０７５万円で、同じく１４１２万円の減益でございます。販売費及び一般管理費は７２４９万円で、５６１万円の減少でございます。差し引きいたしまして、営業利益はマイナス１１７５万円でございました。一番下のところ、当期利益でございますけれども、マイナス６４０万円となっております。次に３７ページ、レストラン部門の損益状況でございます。売上高１７８８万円で、前年度比１００１万円の減収でございます。新型コロナウイルスの影響もございますが、減価率の高さも要因となり、売上総利益１０６０万円、前年度比７４０万円の減益でございます。販売費及び一般管理費は１５５９万円で、前年度比２１８万円の減少でございます。差し引きいたしまして、営業利益は、マイナス５００万円となり、前年度比５２２万円の減益となりました。一番下の当期純利益はマイナス４３９万円となり、前年度比４５５万円の減益でございます。最後に３８ページ、カヌーの里の状況を報告いたします。売上高は３４５１万円で、前年度比５８６万円の減収でございます。しかしながら、先ほどご説明差し上げましたけれどもキャンプ場につきまして、唯一のプラスになってございます。減価を差し引きしました売り上げ総利益は３３８４万円で、６０７万円の減益でございました。販売費及び一般管理費でございますが、２８２８万円で、前年度比４２２万円の減少でございます。差し引きいたしまして、営業利益は５５６万円でございます。一番下の当期純利益は６４４万円となりまして、前年度比２９万円の減益ですが、先ほどから申し上げたとおり、唯一の黒字部門となりました。以上が、美郷町開発公社の事業及び決算報告でございました。次に令和３年度事業について、ご説明をいたします。皆様ご承知のとおり美郷町開発公社が行うゴールデンユートピアおおちおよびカヌーの里おおちの指定管理は令和３年３月末で終了となりました。令和３年度以降の事業についての説明資料は、４０ページ以降となりますが、最終の４４ページをご覧ください。令和３年度からの当面の事業は、亀村にございます分譲団地の管理を行うこととしております。また、団地の売買についての周知方法、合わせて別の活用方法についても検討していくこととしております。最後になりますが、ゴールデンユートピアおおち、カヌーの里おおちの指定管理を受託してまいりました。美郷町開発公社の運営に対しまして、議員の皆様に多大なるご支援、ご協力をいただきましたことこの場をお借りして御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。以上で報告第５号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第６号、令和２年度株式会社グリーンロードだいわの経営状況について報告させていただきます。令和２年度グリーンロードだいわの決算につきましては、６月４日に監査を受けまして、６月２２日の取締役会で承認をいただき、３０日の株主総会で承認をされたものでございます。それでは概要についてご説明を申し上げます。監査報告書は、１３ページに写しを掲載しております。まず、３ページをお願いいたします。令和２年度の営業報告でございます。株式会社グリーンロードだいわ、美郷町から指定管理を受け、潮交

流研修宿泊施設の管理運営を行っております。潮温泉施設については、既にご承知のとおりでございますが、建て替えに伴い、平成３０年５月末で営業を一時休止しており、隣接するバカンスハウスに事務所を移転し、平成３０年６月から宿泊事業を行っております。また新たな潮温泉施設建て替えに伴い、令和２年度の営業期間は、令和３年４月から１２月末までの９カ月間となっております。新型コロナウイルスと営業期間の短縮の影響から、施設の利用人数は前年度比対比で、約４９％減の１０６１人となりましたが、新型コロナウイルスに、国からの雇用調整助成金や町から人件費相当分の運営補填料などもございまして、収入は前年度対比１２％減の１８３７万円となりました。また仕入れや一般管理費等の経費を節約したことにより、最終的な純利益は２４２万円となりました。４ページをお開きください。営業収入及び営業外収入、冬季を含め過去の２７期、２８期の３年間の売り上げとその他の収入について記載をしております。続いて、会社の概要でございます。主な事業概要、営業拠点、株式の状況等につきましては、これまでと変わりありません。ご確認いただきますようお願いいたします。決算報告書に参ります。７ページの貸借対照表をごらんください。資産の部でございますが、資産の部合計が１６１８万円であり、すべてが流動資産でございます。なお、昨年度までは固定資産がございましたが、第２９期においてすべて処分いたしましたので、固定資産はなしとなっております。その固定資産のうち大きなものとして、設備造作費がございましたが、これにつきましては損益計算書のところでご説明さしあげます。負債の部が、流動負債２１万円、資産から負債を差し引きました純資産が１５９７万円でございます。続いて８ページの損益計算書をごらんください。第２９期の売り上げは、６３６万円でございます。そこから原価を差し引きしますと、事業としての売上は４８０万円となります。また、販売費及び一般管理費は１２８２万円でありましたので、事業の趣旨としましては８０３万円のマイナスとなりました。しかしながら、国からの雇用調整助成金や、運営補填として、町から人件費相当部分を支払っております。それら営業外収益が１２００万円ございますので、経常利益としては３９８万円という結果となりました。そこから特別損失を差し引きますと、当期の純利益は２４３万円となり最終的には黒字で、第２９期を終了いたしました。なお、この特別損失は、先ほど貸借対照表のところで申し上げました固定資産の設備造作の部分でございます。平成３０年６月からバカンスハウスのみの営業に切り替えた際に、バカンスハウスの宿泊者に食事が提供できるように施設の１室を厨房に改修したものです。それは、決算書上、設備造作費として固定資産台帳に計上しておりましたが、この度、指定管理期間が終了したことにより、設備一式を町に譲渡したことにより、特別損失で計上さしていただいております。次に、９ページ、営業費内訳をご覧ください。こちらの方は、指数内訳となりまして、先ほど損益計算書のところでご説明いたしました。販売費および一般管理費の内訳となるものでございます。詳細につきましては、お読み取りいただければと思います。１０ページをごらんください。株主資本等変動計算書でございます。資本金につきましては、前期から当期末残高は変わっておりません。利益剰余金のその他利益剰余金、当期末残高１１４万円でございましたが、先ほどご説明いたしました当期純利益２

４３万円を加算し、当期末残高が３５７万円でございます。こちらに資本金の１２４０万円を加算し、純資産の合計が、１５９７万円となります。１ページ飛ばしていただきまして、１２ページをご覧ください。個別注記表でございます。下段の４、１株の情報に関する注記でございます。１株当たりの純資産額は当期利益を加算いたしまして、６万４３９３．３１円。１株当たりの当期純利益は９７７８円となりました。こちらは、当期純利益を発行済株式数となる２４８株で割り戻した数値となっております。以上が第２９期の営業報告並びに決算報告でございます。次に令和３年度の動きについて、ご報告をさせていただきます。１５ページをお開きください。株式会社グリーンロードだいわは、令和３年６月３０日の株主総会において、今年度をもって解散することが全会一致で可決されました。現在、年内での精査に向け、手続を行っているとこでございますので、ご報告申し上げます。最後になりますが、株式会社グリーンロードだいわの運営に対しまして、議員の皆様に多大なるご支援、ご協力をいただきましたこと、この場をお借りしまして御礼申し上げます。大変ありがとうございました。以上で報告第６号の説明終わらせいただきます。

●福島議長

産業振興課長。

●山根産業振興課長

報告第７号、一般社団法人間のサポートを美郷の経営状況について、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、ご報告いたします。報告させていただきます経営状況を決算及び事業計画等については、５月２４日の定時社員総会にて承認されたものでございます。まず、令和２年度の事業実績でございますが、資料の方の下段のページ、２ページをお開きください。２年度の事業実績は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの実績になります。事業概要について説明します。非営利事業となる農業経営の部門でございますが、２年度中に中間管理機構を通じた利用権設定を京覧原、内田、志君、久喜原、槇谷・井元で、新たに３．５ヘクタール行っております。利用権設定の手続が完了してない農地０．８ヘクタールを含め、全体で１５．９ヘクタールの農地利用を図っております。全体の内訳としましては、京覧原５．３ヘクタール、内田１．９ヘクタール、志君５．１ヘクタール、鈩谷・西の原、槇谷・井本を含めた沢谷地域で３．２ヘクタール、久喜原、０．４ヘクタールとなっています。非営利事業の概要について説明します。白ネギについては、志君地区で８５アールの作付行っており、ＪＡ出荷により、繰り上げが２９５万６０００円となり、反収としては約３４万７０００円となっております。これは、１月も積雪の影響を受け、一部集荷ができなかった圃場があり、反収として一部下がっているということがございます。３ページ目をごらんください。ソバにつきましては、志君、京覧原、内田の地域で去年より３ヘクタール多い６ヘクタールの作付を行い、１０アール当たり５５キロの収量が確保できました。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ソバの需要の落ち込みにより、販売単価が下がったため、売り上げ額が、ちょっと伸び悩みをしております。続いて、キャベツですが、前年度まで栽培しておりました広島菜が、これも新型コロナウイルス感染症の影響を受け、漬物

等の需要が落ち込み、販売が見込めないことから、キャベツ栽培に切り替え、８５アールを栽培しました。続いて４ページをお開きください。シャクヤクについては、沢谷地区の沢谷診療所の前の農地に４５アール、３４１６株の植栽を行っております。また作付できなかった圃場４．６ヘクタールにおいては、草刈り等行い、次年度に向けた保全管理を行っております。次に営利事業でございますが、ＪＡしまね邑智地区本部からの受託事業となる育苗事業は、邑智地域で水稲苗１万１９２０枚の供給を行い、大和地域の受託作業については、荒起しから稲刈りまでの作業で述べ１９．６６ヘクタールを受託、また令和２年度からミネラルＧの散布作業の受託も請け負っており、１４３袋の散布を行っております。農協以外の受託作業では、ハンマーナイフによる草刈り作業や堆肥散布、シャクヤクの掘り取り等の受託作業を受けております。次に決算関係についてご説明します。６ページの貸借対照表をご覧ください。資産の部でございますが、現金、預金などの流動資産２３９３万８９７０円。建物附属設備などの固定資産６５５万１２９円。繰延資産が２１万９２１８円で、資産合計は３０７１万８４８７円でございます。次に負債の部でございます。未払い金や退職手当引当金などの流動負債２８０万６０６４円。正味財産は、当期の正味財産が１４０万８７８８円の増となり、前期の正味財産を合わせた正味財産合計は、２７９１万２４２３円となっております。次に収支計算書について、ご説明します。８ページをご覧ください。収支計算書につきましては、１０ページの営利事業と、１１、１２ページの非営利事業それぞれに、収支計算書を作成し、それを合算したものが１０ページの総事業費になりますので、総事業費のページでご説明させていただきます。まず収入の部でございますが、売上や受託収入で９５１万９２３０円。雑収入として１４５８万３０６４円で、主な内訳は、コロナ対策の国の持続給付金２００万円。県の収益向上緊急支援事業４０万円。高収益時期策支援８２７万円。また、白ネギ、ソバ、シャクヤク、キャベツの産地交付金５１６万円。中山間地域直接支払い交付金１７７万円。農地流動化補助金１５６万円。農の雇用の補助金１５１万円などとなっております。次に支出の部でございます。種苗費や肥料費などの製造原価１１９０万１８５０円。９ページとなりますが、社員の給料などの一般管理費１０７５万２６５６円。法人税等８万１０００円で、支出合計は２２７３万５５０６円となり、収入から支出を差し引いた当期の収支差額はプラス１４０万８７８８円となり、前期を合わせた次期繰越収支額はマイナス３７８万７５７７円でございます。次に、令和３年度の事業計画でございます。１５ページをご覧ください。まず、非営利事業でございますが、新たな利用権設定を４．５ヘクタール見込み、年度末の累計２０．４ヘクタールの引き受け面積となる見込みでございます。総会の時点での作付計画になりますが、白ネギが１５３アール、１６ページになります。ソバ８．２ヘクタール、キャベツについては１８アール。続いて１７ページの方に移りまして、シャクヤク３１アール。今年度より、沢谷地域の井元地区に６アールのアスパラガスを栽培予定としております。また昨年から、バリ島マス村からの技能実習生の２名の受け入れを予定しておりますが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により受け入れの時期を見合わせている状況でございます。次に営利事業でございます。農協からの作業受託は、邑智

育苗センター、大和地区での受託作業は去年度並みを見込んでおります。また堆肥散布、ハンマーナイフ作業、畝立て、ミネラルG散布などの要望に応えていくこととしております。最後に予算案でございます。令和３年度の予算案１８ページをごらんください。収入は、非営利事業の部では、白ネギなどの農産物の売り上げ８４０万円、営業外収益の補助金産地交付金等で１１３４万７０００円。営利事業の部では受託作業料金として５３８万４０００円の収入を計画しております。支出としては、材料費、労務費、製造経費などの製造原価が１３６０万２０００円、給料などの販売費、一般管理費で１６１６万４０００円の支出を計画しております。収入から支出を差し引き、当期の税引後、損益は４５７万３７３１円を見込んでおり、前期繰越金を合わせた当期の損益は８３６万１３０８円を見込んでおります。ファームサポートも５期目を迎え、耕作放棄地の抑制に向けたファームサポートに対する期待と役割は大きくなってきていると考えております。ただ、経営面積の拡大、また農業経営との両立は難しいところでありますが、栽培技術の向上、労働力の確保などを図りながら取り組んでいきたいと考えております。以上、報告第７号の説明を終わります。

●福島議長

以上で報告事項の説明が終わりました。

日程第５、議案の上程、説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案１件、予算案４件、一般事件案２件の計７件であります。

議案第５５号から議案第６１号までの７議案を一括上程いたします。

初めに、議案第５５号の条例案について、提案理由の説明を求めます。

●福島議長

住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第５５号、美郷町私債権管理条例の制定につきまして、ご説明いたします。初めに、本条例の制定に至った経緯について申し上げます。本町では、これまで庁内の全課で組織する美郷町収納対策審査会を定期的に開催し、各課の債権の収納状況や徴収の課題等の情報交換を行うことで、職員に徴収意識の共有を図り、債権回収の取り組みにおいて、連携の強化を図ってまいりました。合わせて税徴収における島根県との相互併任制度の活用や、管理職を中心とした徴収強化月間の取り組み、各課徴収担当者向けの研修会を実施し、職員の徴収に関するスキルアップにも努めてまいりました。この度の条例制定は、町民負担の公平性確保及び財政基盤の強化のため、今後の債権管理における統一的なルールを示し、未収債権の効果的かつ効率的な縮減に向けた取り組みを推進し、適正な債権管理を計画的に実行していくためのものであります。それでは、条例をご覧ください。２ページ、第１条、目的です。町の私債権の管理に関する事務処理に必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資することと規定しています。第２条では、この条例における町の私債権にの定義を示しています。第３条では、法令等との関

係について、第４条では、町長の責務について、第５条では、管理台帳の整備について規定をしています。第６条、債務者に関する情報の共有です。債権管理に関する事務を効果的、効率的に実施するため、利用の目的を限定した上で、当町、個人情報保護条例に規定する実施機関内で情報の共有ができることを謳っています。続いて、３ページです。第７条、督促から第１３条、免除につきましては、公債権との均衡を図るため、地方自治法施行例を踏まえた規定としています。第７条、督促について規定をしております。第８条では、督促を行い、相当な期間が経過しても、なお履行されない場合に、強制執行の措置を取る旨を規定しています。第９条で履行期限の繰り上げ、第１０条では債務者が破産手続等を開始した場合に、町が債権者として配当の要求を行う債権の申し出等を謳っております。４ページです。第１１条は、徴収停止の規定です。法人が事業を休止し、事業再開の見込みがない場合や、債務者の所在が不明な場合などで差し押さえることができる財産が、強制執行の費用を越えないと認められる時は、債権の保全や取り立てを停止することができるとしています。第１２条は、履行延期の特約等です。債務者に納付の意欲があっても、生活の状況や資力の状況により、期限内の納付や一括での納付が困難な場合には、適宜期間の延長や分割での納付に応じる等の特約を設けます。５ページ、第１３条免除の規定です。前条第１２条の履行延期の特約等の措置を行った債権について、当初の履行期限から１０年を経過してもなお債務者が無資力等の状況にあり、弁済の見込みがないと認められるときには、当該私債権及びこれに関する損害賠償金を免除することができるとしています。第１４条債権の放棄です。債権の放棄ができるものを規定しておりますが、１つ目に破産法、会社更生法等の規定により、債務者が、当該私債権につき、その責任を免れたとき、２つ目として、債務者が死亡しその相続について限定承認があった場合や、相続放棄等により、相続人が存在しない場合に相続財産の価額が強制執行の費用やその他の債権の合計金額を超えない場合などがございます。６ページです。第１５条、報告です。前条の規定により、債権の放棄を行った場合は、議会へ報告を行います。報告の詳細につきましては、別途、規則で定めることとしています。第１６条は委任の事項を規定しています。続いて附則です。附則第１条で、条例の施行期日を令和３年１０月１日と規定しています。続く附則第２条以降につきましては、当条例の制定に伴う関係条例の一部改正について規定をしております。こちらは、新旧対照表の方で、ご説明をさせていただきたいと思いますので、おそれ入りますが、新旧対照表の方をお開きください。附則で、第２条から第１０条までございます。いずれも条例に規定のある個別の私債権につきまして、督促及びいわゆる延滞金にあたる遅延損害金についての取り扱いを統一的なものとするため、条項の追加や文言の整理を行うものでございます。１ページ、附則第２条関係、美郷町小集落改良住宅条例、続きまして附則第３条関係、美郷町町営住宅条例、続いて、２ページの附則第５条関係、美郷町特定公共賃貸住宅条例、附則第６条関係、美郷町借り上げ型町営住宅条例、続いて３ページ附則第７条関係、美郷町ＵＩターン者定住支援住宅条例、附則第８条関係、美郷町若者定住住宅条例に係る一部改正でございますが、改正内容は共通のものとなっております。１点目に、文言の整理になりますが、延滞金とあ

るものを遅延損害金と改正し、２点目に適用する利率をこれまでのものから、民法第４０４条の法定利率に変更することとしています。次に、２ページにあります附則第４条関係、美郷町定住促進住宅条例及び５ページ、附則第１０条関係、美郷町簡易水道事業給水条例の一部改正ですが、いずれも遅延損害金の徴収につきまして、美郷町町営住宅条例第１８条の規定を準用することとしています。最後に４ページ、附則第９条関係、美郷町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例の一部改正です。こちらは、税外の公債権について規定をしておりますので、延滞金の納付及び計算の方法を美郷町税条例の例により行うとするものでございます。以上で上程いたしました美郷町私債権管理条例の説明を終わりますが、当町の債権管理に関する基本的な考え方としまして、町民の生活の現状に即して、強制執行や徴収緩和措置を適切に行使し、徴収の強化と公平性の確保を図っていくことにあります。そのために、職員自身のより一層の事務能力の向上を図るとともに、全庁的な徴収体制を強化し、計画的で自立した債権管理業務を進めていけるよう努力していくことが重要であると考えております。また、条例の規定や運用につきましては、先進の事例や県内自治体の事例を情報収集し、検討を行ってきたものを踏まえたものとしております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●福島議長

次に、議案第５６号から議案第５９号までの予算案４件について、順次提案理由の説明を求めます。

●福島議長

会計課長。

●井上会計課長

上程いただきました議案第５６号、令和３年度美郷町一般会計補正予算第４号について、ご説明を申し上げます。議案第５６号、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ３億４０２８万７０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６９億１６７６万９０００円とするものです。４号補正につきましては、歳出では７月、８月、３度の豪雨災害での農林土木災害復旧に係る費用を反映したものが大部分となっております。また一方で、歳入につきましては普通交付税において、基準財政需要額と収入額の開きが大きくなったことを主に、また新規の地域デジタル社会推進枠などがですね、こちらの想定している以上にですね、増額なったということで２億１１６０万３０００円を普通交付税として追加補正として財政調整基金の繰り入れを少なくするという結果となっております。補正内容は、２ページからの第１表、歳入歳出補正予算及び明細となる事項別明細書の総括ということで、８ページからですね、主なもののみご説明をさせていただくというふうに思っております。それでは８ページの方、お願いします。歳入です。まず款９地方特例交付金、項１地方特例交付金、目１地方特例交付金です。こちら地方特例交付金つきましては、１４８万８０００円、交付額決定による増ということです。その下、款１０地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税。地方交付税２億１１６９万円。交付額決定による増でございます。その下、

款１２分担金および負担金、項１分担金、目は２農林水産業費分担金でございます。説明欄にあります林地崩壊防止事業の関係こちら県単の林地崩壊分として２カ所６０万の分担金を計上させていただいています。その下、目４災害復旧費分担金。説明欄では、現年発生農地農業施設災害復旧事業分担金。農災分としまして２５カ所３６０万円。そして、農業施設分３５カ所、４６２万円を合わせて計８２２万円をこちらに計上しております。次ページをお願いします。款１４国庫支出金、項１国庫負担金、目につきましては、３災害復旧国庫負担金。説明欄で現年公共土木災害復旧費負担金、こちらは２９４２万４０００円。全体の金額の補助率３分の２でございまして、補助債につきましては１０カ所でございます。その下、款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目１民生費国庫補助金です。こちら、新型コロナウイルス感染症困窮者自立支援資金としまして、政府が進めております緊急小口資金等のですね、特例貸付、こちらの終了に伴う追加の終了支援として１６万８０００円です。２つ下がりまして、同じ目３土木費国庫補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金２２６万１０００円。こちらも、最終的には交付額の最終決定ということで、今年度は、この額を増額して事業を実施したいというふうに思っています。その下、目５総務費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金。これは、先般、令和２年度のですね、第３次分につきまして、国から限度額が示されたわけですが、また更に少し追加ということで、再交付がありまして、７０３万３０００円、こちらの方を交付を限度として交付を受けるということです。次ページをお願います。１０ページです。款１４国庫支出金、項２ですね。目につきましては、同じく総務費国庫補助金です。説明欄に、地方創生テレワーク交付金。国の方の事業としまして、企業誘致また企業と私どもの町のマッチングということで、テレワークを推進する事業の採択を受け、補助金の事業実施、事業額の４分の３こちらのを額をですね、こちらの方に計上しまして、５６３万２０００円追加で計上しております。１１ページお願いします。款１５県が支出金、項２国庫補助金、目４農林水産業費県補助金でございます。こちら先ほどの説明欄にありますように、林地崩壊事業の県の補助金２００万の方を計上しております。その下、林業木材産業成長産業化促進対策事業、こちらは当初予定しておりましたが、予算配分がなかったということで、皆減ということで、７５０万減額をしてます。その下、目６災害復旧費県補助金、説明欄の中で、現年林道災害復旧補助金並びに農地災害復旧費補助金、農業用施設災害復旧費補助金。これいずれも、今回の災害につきます県からの補助金ということで、それぞれ４０００万、２８００万、６１６０万を計上しております。１２ページをお願いします。款１８繰入金、項２基金繰入金、目１財政調整基金繰入金です。説明欄、財政調整基金繰入金でございます。歳入額、普通交付税が増えたことによりまして、こちらの財調の金額をですね、１億７５００万円減額をして調整をさせていただきました。その下の目１７園芸作物振興施設管理基金繰入金でございます。こちら当該施設のですね、施設改善整備に伴う繰入金ということで、１２８万７０００円です。具体につきましては、また歳出の方でお話をしたいと思います。中段、款２０諸収入、項５受託事業収入、目１造林受託事業収入こちらにつきましては、公社造林受託事業収入、公社のです

ね、伐採搬出事業がですね、事業量が増えたということで１５０万６０００円の事業収入があるということで、追加計上しております。１３ページをお願いします。下段の款２１町債、項１町債、でございます。目１総務費、こちら説明欄、過疎対策事業債１８０万でございます。内訳につきましては空き家利活用推進事業、また地域力アップ交付金。こちらそれぞれ４０万と１４０万追加して、過疎のソフトを事業として計上させていただきました。その下、目４農林債、説明欄にあります公共事業等債ですね。こちらと、それから緊急資源災害防止対策事業債、こちら港吾郷線のですね、起債等検討しておりましたが、事業量の精査等々ですね、を勘案しまして、公共事業債の方は６７０万ほど減額をさしていただいて、新たに緊急自然災害防止対策事業債を充てて２０４０万円をですね、計上しております。その下、目５土木債です。説明欄の一番下にあります公共事業債２００万計上しておりますが、こちら田水線のですね、追加工事ということで、公共事業債を充てて、事業の整備を図っていくというものでございます。その下、一段また下がりまして、目８災害復旧債です。その中の節、農林水産施設災害復旧債。こちら、いずれもですね、この度の災害、こちらの災害に充てる事業債でございます。一番上の現年の補助債につきましては、農林債、内訳でいいますと、農災が７５０万、農業施設災害が９７０万、そして林道災害９００万、合わせて２６２０万。そして、その真ん中にあります一般単独災害復旧事業債。こちらは農業施設災が９１０万、林道災害５２０万、合わせて１４３０万でございます。一番下の小災害復旧事業債につきましては、林道災害のみでございまして、２６０万の事業債を充てる予定でございます。その下、節２公共土木災害復旧債、現年一般単独災害復旧債、そして補助の災害復旧債、こちらそれぞれ１４６０万並びに３８１０万円を起債を充てて、事業実施をするものでございます。１４ページお願いします。こちらからですね、歳出となります。歳出につきましては、１４ページ、款２、下の段ですね。款２総務費、項１総務管理費でございます。目につきましては企画費、そして説明欄は、００１企画費をご覧ください。こちらは主なものとしましては、２段目にあります測量設計事業からですね、設計事業につきましては、この度、現在、名前を募集しておりますサテライトオフィス、こちらの２階部分のですね、改修について設計費を充てるものでございます。その下、事務事業費委託費、そして、その１段もう１つ降りまして補助金、こちらは先ほどちょっとお話をしましたテレワーク事業推進のための企業の誘致のマッチング事業を委託するもの４５１万円。また補助金につきましては、それに伴って進出をしてくる企業様へ支援するということで３００万円を計上しております。その下、定住推進費につきましては、先ほどの空き家の関係でですね、ハウスクリーニング、残存物件等のですね、補助金として８０万円を追加をしております。同じく次ページの１５ページ、目６企画費でございます。説明欄にありますのは、００８指定管理施設管理費です。事務業務委託料並びに土地購入費、これは潮温泉の荒廃地の裏の土地のですね、土地の取得のための土地購入費並びにそれに係る事務委託料ということで、合わせて計上させてもらっています。その下、目１０諸費ですね、こちら説明欄００３地域振興費、これは、それぞれの連合自治会単位でですね、地域アップ力交付金という形で、追加を交付することとしま

して１４１万１０００円を計上しております。これは先ほど話をしました過疎のソフト事業を充てるということとしております。１６ページをお願いします。一番下の段の款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費でございます。説明欄につきましては０１０生活再建支援事業費。これは今回の災害に伴います生活再建のための事業ということで補助金として、３５万この度計上させていただきました。少し飛びまして、１９ページをお願いします。款６農林水産費、項１農業費です。目１農業総務費、説明欄００２農業施設管理費修繕費、先ほど基金の関係でお話ししましたが、リースハウスのですね、農業用の用水、こちらの方の確保のためのボーリング工事を行います。１２８万７０００円を計上しております。２０ページをお願いします。款６農林水産業費、項２林業費、林業振興費でございます。００１林業振興費。こちら測量設計並びに工事請負費。この度の災害に関連して、林地崩壊事業を実施するにあたり、それぞれ２ヶ所、７０万円の測量設計委託費７０万円２カ所の１４０万また、工事請負費は３３０万を２カ所６６０万を、こちらの方で合わせて計上をしております。００２造林事業費でございます。下段にあります工事請負費１４７万８０００円。先ほどいいました公社の伐採搬出事業量が増加をしまして、１４７万８０００円を追加して、この度計上しております。一番下の段、款７商工費、項１商工費、目２商工業振興費でございます。説明欄００１商工業振興費８００万。これ、地域商業等支援事業としまして、町内の商工業者さんはですね、約１１の事業をですね、このコロナ禍においての支援ということで、募集をしましたところ、この事業を採択して実施したいということで、この度８００万追加を計上しております。続きまして２１ページをお願いします。中の段、款８土木費、項２道路橋梁費、目２道路維持費でございます。００１道路維持費、消防費の下にあります施設等補修管理委託料、こちら今回の７月、８月の災害とですね、応急作業を迅速にするため、この３０カ所１４００万のところをですね、改めて計上させてもらったものです。そして、その下にある工事請負費につきましては、応急の工事をですね、１０カ所程度ということで６００万計上しております。その下、目３道路新設改良費ですね。説明欄００１道路新設改良費、工事請負費５００万計上しております。先ほど言いました町道田水線、追加の落石対策工事等のですね、変更に伴うものでございます。２２ページをお願いします。款９消防費、項１消防費、目４水防費です。説明欄００１水防費、修繕費並びに手数料が３０万、１２０万と計上しております。３０万の修繕費につきましては、今回、浜原地内の揚水ポンプ、こちらの方のですね、修繕が必要だということで、こちらの修繕にしております。手数料につきましては、今回の災害時、内水排除のためにですね、建設業協会等のですね、機械器具の借り入れということで１２０万です。そして、その下、目５災害対策費です。説明欄００１災害対策費、主だったところは修繕費、こちらですね、最近少し行政防災無線の調子が少し思わしくないということで、そこの不良箇所の点検及び修繕というところで１００万円。そしてまた、その２つ下のですね、補助金５０万とあります。こちらは今回の災害の中で、宅地の裏ですね、崩土があった際のですね、土砂撤去のためのですね、支援という形で、補助金を計上しております。２４ページをお願いします。２４ページにつきましては、

款１０教育費、項６社会福祉費、目につきましては、１、社会教育総務費でございます。説明欄については００２社会教育施設費、工事費２０２万３０００円とございます。これは高畑集会所のですね、トイレが少し壊れたということで、今回便槽を改めて設置をするというところの工事費に充てます。２５ページをお願いします。下段の款１１、災害復旧費、項１農林水産業施設災害復旧費です。目１農業災害復旧費、００１現年農業災害復旧費でございます。全体で時間外も合わせた測量設計、工事費等をですね、５０２０万計上してます。実際には、こちら補助債が２５カ所、その下、目２農業施設災害復旧債。説明欄００１現年農業施設災害復旧債、全体額では９１００万円でございます。補助債、そして一般債、これは合わせて３５カ所考えております。目３その下、林業施設災害復旧債です。説明欄００１現年林業施設災害復旧債。こちらは全体で６２３０万。記載内容としましては補助債が１５カ所、小規模災害１０カ所、そういうふうになっています。続きまして、次ページをお願いします。次ページ、款１１災害復旧費、項２工業施設災害復旧費、目１土木施設災害復旧費でございます。説明欄００１現年土木施設災害復旧費。全体で６３３０万でございます。箇所数としましては補助債１０カ所、単独債２５カ所を合わせた額が、こちらの公費等々になっております。最後、予備費でございます。予備費につきましては、財政調整基金の繰入の調整等々ですね、で、補正額４４万７０００円を計上して合わせております。最後に第２表、地方債の補正について、ご説明を差し上げたいと思います。５ページにお戻りください。５ページでございます。第２表、上からですね、２段目、変更点のみ申し上げます。上から２段目のですね、林道整備事業債、こちらはですね、先ほどありました公共事業債６７０万減、また緊急自然災害防止対策事業債２０４０万、こちらを差し引きして１３７０万円の増額です。そして、上から５番目、道路整備事業債は田水線の増額工事が主なもので２７０万円の増額です。下から５段目になります。給食調理上施設整備事業債、こちら修繕内容となったものにですね、起債の該当とならない案件がありまして、２０万円の減額をしております。その下、過疎対策ソフト事業債、地域力アップ交付金並びに空き地利活用推進事業の増により１８０万円の増額です。その下、農林水産施設災害復旧債。それから公共土木事業債、こちらはいずれも７月、８月豪雨災害による災害復旧費に充てるもので、それぞれ４３１０万円、５２７０万円を増額するものです。町債は、全体で１億１３８０万円の増額でございます。今回の合計の補正後の限度額を１０億７０５０万円とさせていただくこととなります。起債の方法、そして利率、償還の方法については変わりはございません。以上で、議案第５６号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

議案第５６号の説明が終わりました。

ここで１１時まで休憩といたします。

（休憩　午前１０時　５２分）

（再開　午前１１時　００分）

●福島議長

会議を再開いたします。

議案第５７号から引き続き説明をお願いします。

●福島議長

健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

上程いただきました議案第５７号、令和３年度君谷診療所特別会計補正予算第１号についてご説明いたします。７ページのまず歳出をご覧ください。３歳出、款１総務費、項１総務管理費、目一般管理費でございますが、これは一般管理費の中の消耗品、庁用管理費について、組み替えをさせていただいています。これは君谷診療所の会計事務を行いますための金庫がきちんとしたものでなく、ちょっと老朽化しておりますので、その購入に充てるために消耗品から庁用器具費に１万８０００円組み替えさせていただくものでございます。それから、返還金１４万４０００円でございます。これは令和２年度のへき地医療対策費、県費補助金の返還金として、実績により減額でございましたので、返還金を増額をさせていただくものでございます。これに伴いまして、６ページの歳入をご覧ください。款３繰入金、項１他会計繰入金、１一般会計繰入金でございます。先ほどの歳出に伴いまして、一般会計繰入金を１４万４０００円増加させていただきます。それに伴いまして、今回歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１４万４０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４７３万５０００円として計上させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

住民課長

●行田住民課長

上程いただきました議案第５８号、令和３年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第２号について、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ２３６万１０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を６億１３５５万４０００円とするものでございます。主な補正の理由でございますが、令和２年度保険給付費の確定に伴います事業費の精算、これは歳入の方で国保連合会から療養給付費に係る超過交付額の返還を受けまして、歳出の方で町から島根県へ普通交付金の返還金をお支払いする形となります。合わせて、令和３年度に町が負担すべき国保事業納付金が減額されたことによるものでございます。それでは、６ページをお願いいたします。６ページ、歳入でございます。款８県支出金、項２県補助金、目１保険給付費等交付金、補正額２４万７０００円の増額でございます。説明欄にありますように、保険者努力支援制度として、特定健診事業に係る新たな取り組みに対して、交付金の増額を見込んでおります。次に、款１３繰入金、項１基金繰入金、目１国

保基金繰入金。補正額４１０万２０００円の減額でございます。これは、令和２年度の島根県全体の事業実績が確定したことに伴いまして、今年度当初に見込んでおりました。町が島根県へ負担する国保事業納付金が減額されたことによるものでございます。基金からの繰入金を減額しております。同じく繰入金、項２他会計繰入金、目１、一般会計繰入金補正額２万円の増額でございます。こちらの詳細につきましては、歳出の方でご説明させていただきます。続きまして款１４繰越金、項１繰越金、目２その他繰越金、補正額２０万９０００円の増額でございます。こちらは国保会計の令和２年度決算による繰越金でございます。７ページ、款１５諸収入、項４雑入、目３一般被保険者返納金。補正額１２６万５０００円の増額でございます。こちらは、令和２年度にかかった療養費等の精算に伴う国保連合会からの返還金でございます。続きまして、８ページ、歳出をお願いいたします。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、補正額２万１０００円の増額でございます。説明欄にございますように、その他負担金でございますが国保被保険者のオンライン資格確認に伴う医療保険者向け中間サーバー等の運営負担金の増額によるものでございます。次に款８保健事業費、項１特定健康診査等事業費、目１特定健康診査等事業費。補正額２４万７０００円の増額でございます。先ほど歳入のところでご説明申し上げました保険者努力支援制度にあたるヘルスアップ事業に係る事務費の増額でございます。続いて、款１１諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１償還金、補正額１６８万２０００円の増額でございます。こちらは、令和２年度の保険給付費、特定健診、保健指導等の実績による県への返還金でございます。９ページです。款１２保健事業納付金でございます。令和３年度に島根県内の各市町村が負担する国保事業納付金が確定したことによる減額でございます。項１医療給付費分で４２３万円。項２後期高齢者支援金分で９万４０００円。項３介護納付金分で６３万９０００円をそれぞれ減額しております。下段の項４過年度分納付金、目１過年度分納付金、補正額３５万３０００円の増でございます。こちらは、令和元年度の退職被保険者に係る事業実績に伴う精算納付分でございます。１０ページ、款１３予備費、項１予備費、目１予備費でございます。こちらは、歳入歳出予算の調整のため、２９万９０００円の増額としております。以上で議案第５８号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、上程いただきました議案第５９号、令和３年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第２号について、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ２９万５０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１億９１１３万１０００円とするものでございます。主な理由は、今年度の保険料算定によるものと、令和２年度の療養給付費の実績に伴う精算による増額でございます。それでは、６ページをお願いいたします。歳入でございます。款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料です。内訳としまして、目１特別徴収保険料が６８万９０００円の減額、目２普通徴収保険料が８５万４０００円の増額。合計した補正額としまして１６万５０００円の増額となっております。款５繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金、補正額８８８万７０００円の減額でございます。説明欄にありますように、療養給付費負担金として９０１万７０００円を減額し、

職員給与費等で１３万円を増加しております。療養給付費負担金の減額につきましては、その下にございます款７諸収入、項４雑入、目３雑入のところで同額の増額がございます。こちらは、令和２年度療養給付費市町村負担金の精算に伴い、後期高齢者広域連合からの還付金が生じたため雑入で収入をいたしまして、これを先ほどの一般会計からの繰入金の減額という形で調整するものでございます。続きまして、７ページ歳出をお願いいたします。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、補正額１３万円の増額でございます。説明欄にありますように、職員の時間外手当を計上しております。款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金、目１保険料等負担金。補正額１６万５０００円の増額でございます。説明欄にありますように、保険料等負担金として、令和３年度の保険料算定の増額分を計上しております。次の目２療養給付費負担金は、補正額の計上はございませんが、歳入のところでご説明しました財源の変更によるものでございます。以上で議案第５９号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いします。

●福島議長

次に、議案第６０から議案第６１号までの一般事件案２件について、順次提案理由の説明を求めます。

●福島議長

会計課長。

●井上会計課長

ただ今上程いただきました議案第６０号、令和２年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることにつきまして、概要をご説明します。令和２年度決算につきましては、本年４月１日から２カ月間にわたり、出納整理期間を終え５月３１日出納を閉鎖いたしました。また７月２１日から８月１７日までの２８日間監査委員の皆様に決算審査をいただき、８月２６日にお示しをしておりますとおり、全会計にわたり相違なく適正化であるという決算審査での意見をいただいたところございます。さて令和２年度決算の認定に関する資料としましては、お手元に配布をしております決算書並びに２種類の資料でございます。１つは総務課で作成をいたしました財産に関する調書でございます。町の所有をしております土地、建物、基金、出資金等に関するものでございます。次に会計課から歳入歳出決算資料があります。実質収支に係る調書をはじめ、未収金の状況、基金の状況、地方債の状況、財政力指数等の状況についてまとめられております。それでは、こちらのですね、決算資料とあります会計課作成のですね、令和２年度歳入歳出決算資料の方について、ご説明を差し上げたいと思います。こちらの２ページをご覧いただきます。令和２年度会計別決算及び実質収支に関わる調書により会計別の決算状況につきまして、ご報告申し上げます。まず一般会計につきまして、歳入総額７９億８０８１万８２１３円。歳出総額７８億６２８１万３９２４円。歳入歳出歳出差し引き額１億８０００万４２８９円となります。また、この差し引き額のうちには、翌年に繰り越しすべき繰越明許費の繰越額３０７８万４４１２円が含まれており、令和２年度の実質の収支は、８７２１万９８７７円となります。次に特別会計でございます。住宅

新築資金等貸付事業特別会計です。歳入総額７６５万４０００円。歳出総額１０８万４７０９円で、歳入歳出差引額６５６万９２９１円となります。実質収支額も同額でございます。次に簡易水道事業特別会計でございます。歳入総額１億９３９４万４９７６円。歳出総額１億９３８９万９４６８円で、歳入歳出差額４万５５０８円となります。実質の収支額も同額でございます。次に下水道事業特別会計です。歳入総額２億９０８５万９８１６円。歳出総額２億９０８２万３５９７円で、歳入歳出差額は、３万６２１９円となります。実質の収支額も同額でございます。次に、君谷診療所特別会計です。歳入総額４２８万９７６６円。歳出総額、こちらも４２８万９７６６円で、歳入歳出差額、実質収支額とも０円でございます。次に、国民健康保険特別会計です。歳入総額６億３３７７万２３０６円。歳出総額６億３３５６万３１９８円で、歳入歳出差し引きは、２０万９１０８円となります。実質収支額も同額でございます。次に、国民健康保険診療所会計です。歳入総額７５４４万９７７２円。歳出総額７５４４万９７７２円でこちらも歳入歳出額、実質収支額ともに０円でございます。最後に、後期高齢者医療特別会計です。歳入総額１億９０９４万８５０６円。歳出総額１億９０９４万８５０６円でこちらも、歳入歳出差し引き、実質収支額とも０円でございます。また、一般会計及び特別会計の合計額は歳入総額９３億７９７３万７３５５円。歳出総額９２億５４８７万２９４０円。歳入歳出差引額１億２４８６万４４１５円となります。同様に、差し引き額の内側には、翌年に繰り越しすべき繰越明許費の繰越額、３０７８万４４１２円が含まれており、令和２年度の実質収支としましては、９４０８万３円となります。以上が、会計ごとの決算額並びに実質収支額でございます。続きまして、次ページ、令和２年度美郷町会計別決算及び実質収支の資料というところについてご報告をします。この執行率につきましては、予算額と決算額の比率でございます。この表は左側から、予算額と決算額の比較、そして予算額と決算額の比率、不納欠損額、収入未済額について表記したものです。さらにそれぞれの前年度対比も行っておりまして、予算執行率につきましては、表の真ん中より少し右側にあります予算額と決算額の比率の欄にあります令和２年度のところをご覧ください。上記の一般会計で申しますと、令和元年度歳入は８２．２％、歳出は８１％となっています。令和２年度は防災拠点整備事業や、ＩＰ告知端末などの更新事業など、大型の事業繰り越しとなっており、歳入歳出ともにそれぞれ昨年度よりは６．０ポイントと執行率が低いというふうな決算として表れています。以下、特別会計につきましては、各会計の歳入歳出毎に執行率が記載されてますので、ご覧いただきますようお願いいたします。尚、各分野の決算の詳細につきましては、後行われます予算決算委員会におきまして、担当課長、所長からですね、ご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。以上簡単でございますが、議案第６０号、令和２年度決算概要の一部を申し上げさせていただきました。内容をご精査の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

●福島議長

総務課長。

●木川総務課長

上程いただきました議案第６１号、邑智郡総合事務組合規約の変更について、ご説明いたします。この規約変更は、邑智郡総合事務組合規約で定め、邑智郡３町で共同処理する事務について、その内容を変更するものでございます。この同組合規約の変更にあたり、、構成３町の議会の議決を得る必要があるため、提出するものでございます。邑智郡総合事務組合は、美郷町、川本町、邑南町の３町で組織し、住民基本台帳や税等の電算処理、一般廃棄物の処理、介護保険法事業に関する事務などを共同処理しております。人事給与システムにつきましては、これまで川本町、邑南町、邑智郡総合事務組合で共同利用しておりましたが、美郷町の現行システムが更新時期を迎えており、これに合わせて、美郷町も共同利用に加わるために、組合規約の一部を変更するものでございます。新旧対照表をご覧ください。変更の概要についてご説明いたします。組合規約中の別表第１２条関係の２の１、第３条第１項第６号の事務の注意書き、但し、人事給与システムについては美郷町は除くを削除します。この変更の施行日は、令和３年１２月１日でございます。この規約の変更につきましては、構成３町で議決の後に事務組合において県の許可を受けることとなります。以上で、議案第６１号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●福島議長

全議案の説明が終わりました。尚、議案及び報告事項に対する質疑は、６日に日程を取りますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は、６日月曜日、定刻より開きます。

本日は、これをもちまして散会といたします。

また、午後１時からこの場におきまして、全員協議会を開きますので、よろしくお願いいたします。

（散会　午前　１１時２３分）